事　務　連　絡
令和８年11月25日

各都道府県こども政策担当部局長
都道府県以外の公立大学法人を設立する各地方公共団体担当部局長
こども家庭庁支援局家庭福祉課長
文部科学省総合教育政策局政策課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

こども家庭庁支援局参事官（こども性暴力防止担当）

こども性暴力防止法における施行時現職者の犯罪事実確認書
の交付申請の分散方法等の当面の運用について（周知）

令和６年６月に成立した、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）は、本年 12 月 25 日に施行されます。

令和８年 11 月 20 日付け事務連絡「こども性暴力防止法の施行に向けた準備状況（主にシステムの状況）等について」のとおり、こども性暴力防止法については、事業者や従事者が過去の性犯罪歴の確認（犯罪事実確認）等をシステム上で行えるよう、「こまもろうシステム」の開発を進めてきましたが、先般、「こまもろうシステム」について脆弱性診断を実施したところ、深刻な脆弱性が多数発見され、12 月 25 日に迫った施行までの対応が困難な状況となったため、こども性暴力防止法について、システムでの運用は当面行わないこととし、今般、システム以外で手続を行う代替方策について至急検討を進めているところです。

この状況を踏まえ、「こども性暴力防止法における施行時現職者の犯罪事実確認書の交付申請の分散方法について」（令和８年７月８日付けこ支性第 63 号）及び令和８年 11 月６日付け事務連絡「こども性暴力防止法の施行に向けた事業者情報提出後の登録内容の確認・修正依頼（再掲）、及び学校設置者等への「こまもろうシステム」テストメールの受信が確認できなかった場合の連絡期限の変更について（周知依頼）」にてお知らせした事項の内容の一部の当面の運用についてお知らせします。

貴職におかれては、別紙にお示しする関係部署、関係機関等に対し、下記の事項について、周知をお願いします。

記

1. こども性暴力防止法における「こまもろうシステム」の運用について

令和８年 11 月 20 日付け事務連絡「こども性暴力防止法の施行に向けた準備状況（主にシステムの状況）等について」の記２のとおり、システムが稼働しない間の代替方策について、急ぎ検討を行っているところですが、検討している代替方策の対象には、「こども性暴力防止法における施行時現職者の犯罪事実確認書の交付申請の分散方法について」（令和８年７月８日付けこ支性第 63 号）の記２の「分散申請のスケジュール（別紙３）」及び記３の「分散申請の具体的な方法」といった、施行時現職者の犯罪事実確認の交付申請の時期と手続方法等も含まれています。

このため、Ⅰ．教育委員会が学校設置者等となる学校（都道府県立学校・市町村立学校）及びⅡ．それ以外の施設・事業（私立学校等、児童福祉施設・事業）の場合は学校設置者等（又は施設・事業所の長）における分散申請の具体的な方法等の当面の運用は以下のとおりとします。

Ⅰ．教育委員会が学校設置者等となる学校（都道府県立学校・市町村立学校）

以下については、当面の間の運用として、伝達等を行わないこととします。

「こども性暴力防止法における施行時現職者の犯罪事実確認書の交付申請の分散方法について」（令和８年７月８日付けこ支性第 63 号）

・記３のⅠ「エ　学校への申請対象月及び該当する施行時現職者の伝達【実施時期：申請対象月の５か月前】

・記３のⅠ「オ　学校から施行時現職者への申請時期の伝達【実施時期：申請対象月の４か月前】」

Ⅱ．それ以外の施設・事業（私立学校等、児童福祉施設・事業）

以下については、当面の間の運用として、伝達等を行わないこととします。

「こども性暴力防止法における施行時現職者の犯罪事実確認書の交付申請の分散方法について」（令和８年７月８日付けこ支性第 63 号）

・記３のⅡ（１）「ウ　所轄庁から管内の施設・事業所への申請対象月の通知【実施時期：下記の①及び②を参照】

・記３のⅡ（１）「エ　施設・事業所から学校設置者等への申請対象月の共有【実施時期：所轄庁から申請対象月の通知を受け取り次第】」

・記３のⅡ（３）イ

学校設置者等（又は施設・事業所の長）は、施行時現職者に対して、申請対象月の４か月前に、申請時期等（戸籍の取得の必要性等）を伝達することとしていますが、当面の間は、施行時現職者に対しての申請対象月の伝達は不要とします。

2．学校設置者等への「こまもろうシステム」テストメールの受信が確認できなかった場合の連絡について

令和８年 11 月６日付け事務連絡「こども性暴力防止法の施行に向けた事業者情報提出後の登録内容の確認・修正依頼（再掲）、及び学校設置者等への「こまもろうシステム」テストメールの受信が確認できなかった場合の連絡期限の変更について（周知依頼）」の記２のとおり、テストメールの受信が確認できなかった場合については、各学校設置者等からこども家庭庁に対して連絡の依頼をしておりましたが、本年 11 月 26 日（木）までにテストメールの受信が確認できなかった場合についても、各学校設置者等からこども家庭庁の専用アドレスへの連絡は不要とします。

他方で、登録いただいたＧビズＩＤのメールアドレスが誤っていた場合等、こども家庭庁においてテストメールの送信エラーを確認した場合は、こども家庭庁から当該学校設置者等に対してメールアドレスの確認の連絡をしているので、引き続き、ご対応をお願いします。

【連絡先】
こども家庭庁支援局参事官（こども性暴力防止担当）
担当：副島、櫻井
Tel：０３－６８５８－０１９５
E-mail：matome2026@cfa.go.jp

別紙

本通知の周知先について

（※「こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要となるＧビズＩＤの事前取得について（依頼）」（令和８年１月27日付けこ支総第30号・デ国第64号）の別紙と同じ内容です）

１．各都道府県こども政策担当部局から周知する関係機関等

（１）学校関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所	④学校設置者等
都道府県知事	都道府県知事	・専修学校高等課程（都道府県立）	都道府県（現時点で知事部局のみ）
	公立大学法人 ※都道府県が設立団体である法人のみ。	・学校（公立大学付属） ・高等専門学校（公立）	公立大学法人
	都道府県知事 ※指定都市・中核市区域内の幼保連携型認定こども園は、指定都市・中核市	・学校（学校法人立） ・専修学校高等課程（学校法人又は準学校法人立）	学校法人
	都道府県知事等 ※指定都市・中核市域内の幼保連携型認定こども園は、指定都市・中核市	・学校（宗教法人、社会福祉法人立等（※）） ・専修学校高等課程（宗教法人、社会福祉法人立等（※）） （※）等には、個人立・株式会社立等が設置主体である場合も含む。	宗教法人、社会福祉法人等
都道府県教育委員会	都道府県教育委員会	・学校（都道府県立）	都道府県教育委員会
都道府県教育委員会	指定都市教育委員会 ※都道府県は、本依	・学校（指定都市立）	指定都市教育委員会

	頼を指定都市教育委員会に展開する。		
都道府県教育委員会	市（指定都市を除く） 町村教育委員会 ※都道府県は、本依頼を市町村教育委員会に展開する。	・学校(市（指定都市を除く）町村立) ・専修学校高等課程（市（指定都市を除く）町村立)	市（指定都市を除く）町村教育委員会

（２）児童福祉関係（障害児・認定こども園関係を除く）

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所	④学校設置者等
都道府県	都道府県	・児童福祉施設(都道府県立) ・児童相談所(都道府県立)	都道府県
	都道府県	・登録一時保護委託施設(都道府県が登録するもの)	登録一時保護委託者（都道府県が登録する者)
	都道府県 ※都道府県は、本依頼を市区町村、中核市に展開し、当該市区町村、中核市から各施設に周知。	・児童福祉施設(一般市区町村立、中核市立（保育所、母子生活支援施設を除く。）)	一般市区町村、中核市
	都道府県	・児童福祉施設(私立) （※）指定都市、児童相談所設置市に所在する施設並びに中核市に所在する保育所及び母子生活支援施設を除く。	社会福祉法人、独立行政法人等（左欄の施設を設置するもの)

	指定都市、児童相談所設置市 ※都道府県は、本依頼を指定都市及び児童相談所設置市に展開し、当該市から各施設に展開。	・児童福祉施設（指定都市、児童相談所設置市立） ・児童相談所（指定都市、児童相談所設置市立）	指定都市、児童相談所設置市
	指定都市、児童相談所設置市 ※都道府県は、本依頼を指定都市及び児童相談所設置市に展開し、当該市から各施設に展開。	・児童福祉施設（私立）（※） （※）指定都市、児童相談所設置市に所在する施設に限る。	社会福祉法人、独立行政法人等（左欄の施設を設置するもの）
	指定都市、児童相談所設置市 ※都道府県は、本依頼を指定都市及び児童相談所設置市に展開し当該市から各登録一時保護委託施設に周知。	・登録時一時保護委託施設（指定都市、児童相談所設置市が登録するもの）	登録一時保護委託者（指定都市、児童相談所設置市が登録する者）
	中核市 ※都道府県は、本依頼を中核市に展開し、当該市から施設に周知。	・保育所、母子生活支援施設（中核市立）	中核市
	中核市 ※都道府県は、本依頼を中核市に展開	・保育所、母子生活支援施設（私立（※）	社会福祉法人、独立行政法人等（左欄の施設を設置するもの）

	し、当該市から各施設に周知。	（※）中核市に所在する施設に限る。	
	市区町村 ※都道府県は、本依頼を市区町村に展開し、当該市区町村から各施設に周知。	・家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）（市区町村立） ・乳児等通園支援事業（市区町村立）	市区町村
	市区町村 ※都道府県は、本依頼を市区町村に展開し、当該市区町村から各施設に周知。	・家庭的保育事業等（私立） ・乳児等通園支援事業（私立）	独立行政法人、社会福祉法人、民間企業等（左欄の事業を運営するもの）

（３）障害児関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所	④学校設置者等
都道府県	都道府県 ※指定都市、児童相談所設置市又は中核市に所在する指定障害児通所支援事業所は、当該指定都市、児童相談所設置市又は中核市（指定障害児入所施設は、指定	・指定発達支援医療機関	独立行政法人国立病院機構 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
		・指定障害児入所施設（都道府県立） ・指定障害児通所支援事業（都道府県立）	都道府県
		・指定障害児入所施設（市区町村立） ・指定障害児通所支援事業（市区町村立）	市区町村

	都市又は児童相談所設置市）	・指定障害児入所施設（私立） ・指定障害児通所支援事業（私立）	社会福祉法人、民間企業等

（４）認定こども園関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所	④学校設置者等
都道府県	都道府県	・認定こども園（都道府県立）	都道府県
		・認定こども園（市区町村立）	市区町村（指定都市又は中核市を除く。）
		・認定こども園（私立）（※） （※）指定都市又は中核市に所在するものを除く。	学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等
都道府県	指定都市又は中核市 ※都道府県は本依頼を指定都市及び中核市に展開し、周知。	・認定こども園（指定都市、中核市立）	指定都市又は中核市
	指定都市又は中核市 ※都道府県は、本依頼を指定都市及び中核市に展開し、当該市から各法人等に周知。	・認定こども園（私立）（※） （※）指定都市又は中核市に所在するものに限る。	学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等

２．都道府県以外の公立大学法人を設立する各地方公共団体担当部局長から周知する関係機関等

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所	④学校設置者等
設立団体（市町村、事務組合又は広域連合）	公立大学法人 ※都道府県が設立団体である法人を除く。	・学校（公立大学附属） ・高等専門学校（公立）	公立大学法人

３．こども家庭庁支援局家庭福祉課から周知する関係機関等

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所	④学校設置者等
こども家庭庁	こども家庭庁	・児童福祉施設（国立）	こども家庭庁

４．文部科学省総合政策局政策課から周知する関係機関等

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所	④学校設置者等
文部科学省	文部科学省	・高等専門学校（学校法人立）	学校法人
	国立大学法人	・学校（国立大学附属）	国立大学法人
	独立行政法人国立高等専門学校機構	・高等専門学校（国立）	独立行政法人国立高等専門学校機構

５．厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課施設管理室から周知する関係機関等

（１）学校関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所	④学校設置者等
厚生労働省	厚生労働省	・専修学校高等課程(国立)	厚生労働省

（２）障害児関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所	④学校設置者等
厚生労働省	厚生労働省	・指定障害児入所施設（国立）	厚生労働省

※　本資料は、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」図表 116～119 の所轄庁の整理をもとに、登録とりまとめの観点から整理。